

イギリス近代株式会社法成立の経済的背景に関する覚書

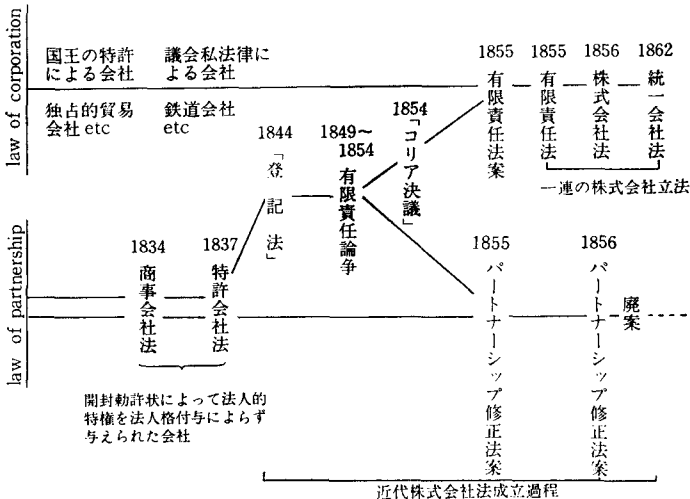
米 山 高 生

はじめに

本稿は、1855年「有限責任法」⁽¹⁾ 成立の経済的背景に関する諸所説の検討をなし、それらのもつ問題をその立法過程の考察を加えながら明らかにすることを課題としている。

諸所説の検討にはいる前に、まず1855年「有限責任法」のイギリス近代株式会社法成立過程に占める位置を明らかにしておきたい。イギリス近代株式会社法体系は、1844年「登記法」⁽²⁾ によってはじまり、1862年「統一会社法」⁽³⁾ において一応の完成をみるわけであるが、その間に1855年「有限責任法」、1856年「株式会社法」⁽⁴⁾ などが位置している。

第1図 イギリス近代株式会社法成立の法的潮流



第1図に示したような一連の立法過程の中で、1855年「有限責任法」はもっとも法的効力期間の短いものであったにもかかわらず、次の諸点によってこの一連の過程の中での結節点となっている。第一に、イギリスではじめて「一般的有限責任」が採用されたこと。したがって、第二に、イギリスではじめての「コーポレーション法 law of corporation」の産業企業への一般的採用であったこと⁽⁶⁾。第三に、1844年「登記法」の規制法的性格を反映していた複雑な「二重登記制度」が、より簡潔な「単一登記制度」となったこと。第四に、翌1856年「株式会社法」、1862年「統一会社法」に引き継がれるべき、基本的な「近代株式会社法」の要点を備えていたこと。第五に、同法の議会通過に際し、1850年代初めのいわゆる「有限責任論争」とは異なる論拠が展開されていたこと⁽⁶⁾、などである。これらの点に、1855年「有限責任法」の意義を見ることが出来るわけであるが、この法の成立をめぐる経済的背景について従来から様々な諸説があった。以下、順を追って所説の紹介と問題点を指摘し、それらをふまえてわれわれの考察を若干なりともすすめてゆきたい。

(注)

- (1) 18 & 19 Vict., c.133.
- (2) 7 & 8 Vict., c.110. 同法は、準則主義という近代株式会社法への遺産を持つ一方で、当時急速に増大していた法人格なき会社 **unincorporated joint stock companies** を登記によって規制しようとする規制法的性格の強いものであり、H. A. Shannon は“administrative law”と呼んでいる。(H. A. Shannon, ‘Administrative Law in the Early Act.’ *Economica*, 10, 1930.)
- (3) 25 & 26 Vict., c.89.
- (4) 19 & 20 Vict., c.47.
- (5) 全社員の有限責任、すなわち「一般的有限責任 **general limited liability**」の採用と一般的有限責任を当然にして具有する「法人 **corporation**」の一般的設立とは、厳密には区別して把握すべきであろう。1855年「有限責任法」は、従来の企業形態論的観点からみれば、「一般的有限責任」の採用であり、会社法的潮流の中では、「コーポレーション法の一般的採用」(H. A. Shannon, ‘The Coming of General Limited Liability’ *Economic History*, 2—6, 1931. p.228) という性格をもっている。
- (6) この点の詳細については、イギリス近代株式会社法成立過程における1855年法の意義を考察した別稿を用意している。

従来の説

簡潔を期するため、ここでは、「有限責任法」の経済的背景にかかわる所説を次のように分類した⁽¹⁾。

- i) I-a 産業資本家説。
- ii) II-a 地主説。
- iii) II-b ロンドン・マネー・インタレスト説。
- vi) I-b 新興ブルジョワジー＝小産業資本家説。

i) 産業資本家説 (I-a)

「一般的有限責任」がイギリスにおいてはじめて導入された1855年「有限責任法」にいち早く着目して、その成立の経済的背景に産業資本家の圧力が存在したことを指摘したのは、林道義氏であった⁽²⁾。氏によれば、「1855年『有限責任法』を成立させた原動力こそ、『資本不足』を解決するための『一般的有限責任』の導入を求める声⁽³⁾」であった。要約すれば氏はその論拠として、次のように述べている。会社形態論的観点から考えれば、機能資本家の有限責任が「無理矢理推しすすめられた」ことになるので、全社員有限責任によって機能資本家＝産業資本家の有限責任まで達成させたのは、産業資本家の圧力によるものであると⁽⁴⁾。

この説については、次の三つの問題点がある。第一に、産業資本家のこれらの諸立法に対する積極的な支持をあらわす事実が資料的に確認しえないこと。第二に、一般的有限責任の採用が、必ずしも機能資本家に対してのみ有利であるとは限らないこと。たとえば、安全で流通可能な新しい投資対象を求めている投資家層が存在していたとすれば、彼らあるいは彼らに關係する階層にとっても有利である。なぜならば、合資会社形態においては無限責任社員が存在しているため、その会社資産に「物化」されえない部分を残存させているという理由から、第一義的には会社資産の表現形式である「株式」の流動化が困難であるのに対し、株式会社形態ではすべての成員が有限責任社員から成っているという理由で、その会社資産は構成員およびその財産から独立し、したがってまた「物化」し、株式の流動化の基盤が与えられるからである⁽⁵⁾。第三点は、

少し具体的な問題となるが、1850年から1854年にかけて論議された合資会社形態の採用論争と、1855年の株式会社形態の採用をめぐる有限責任法案論争を、連続的な側面を強調して説く傾向についての是非である⁽⁶⁾。

以上、産業資本家説を林道義氏の説を中心に概観して、問題点をあげたわけであるが、この説が、「現在の法律のもとでは資本を得られない一般の機能資本家⁽⁷⁾」を摘出している点で、後に論ずる「新興ブルジョワジー説」に一脈通ずるところがあるという意義を見落すことはできない。

(注)

- (1) とりあえず諸所説の整理上この四説に分類したが、結局は記号を符して示したとおり i) 説(I-a)と iv) 説(I-b), ii) 説(II-a)と iii) 説(II-b)がまとまって、二説となると考えられる。極論すれば、資本を需要する側(企業家側)の圧力か、資本を供給する側(投資家側)の圧力か、ということである。
- (2) 林道義「イギリスにおける株式会社『有限責任法』成立の経済史的背景」『土地制度史学』9-35, 1967.
- (3) 前掲論文, p. 26.
- (4) 前掲論文, p. 43.
- (5) もちろんかかる流動化の法的認知が、ただちに株式の現実的流動化につながるというわけではない。実際の株式流動化は、株式自体に商品としての条件が満たされるとともに、流動化機構の存在という条件が満たされなければならない。(志村嘉一『日本資本市場分析』東大出版5-11頁参照。)ここで留意しなければならないのは、会社資産に対する人的関係の強度である。
- (6) とりあえず第1図を参照されたい。
- (7) 林道義, 前掲論文, p. 44.

ii) 地主説(II-a)

本間輝雄氏は、1855年「有限責任法」の成立は、「当時の支配階級にとってはもはや土地の保有はその地位を維持するためにはさほど重要ではなく、それよりも商業による富の蓄積がより重要性を増大しつつあり、その点が戦争によって一層刺激されたことに起因する⁽¹⁾」と指摘されている。

たしかに「農業自体は広範に商業化され土地保有階級が不動産“real”wealthとして利用するのと同様に、その財産を動産として合理的に利用することに慣れる⁽²⁾」傾向が存在した。だが、このような傾向が、特に1850年代に生じたわ

けでもない。また戦争⁽³⁾によってどのようにしてそれが促進されたのかが明らかではない⁽⁴⁾。

したがってこの説は、一般論としては、否定すべき論拠はないが、換言すれば、積極的な契機を明らかにしたものともいえない。また、林道義氏によっても的確に指摘されているように⁽⁵⁾、本間氏のいう「支配階級」の意味するところが不明瞭であるという問題点もある。

(注)

- (1) 本間輝雄『イギリス近代株式会社形成史論』春秋社、1963. p. 138.
- (2) D. S. Landes, *The Structure of Enterprise in the Nineteenth Century*. (In: ed. by, D. S. Landes, *The Rise of Capitalism*, Macmillan, 1966.) p. 101.
- (3) クリミア戦争のことであろう。
- (4) あえて考えれば、戦争による外国債売買の手控えが、投資対象の減少をひきおこし、国内産業株式の増大を模索する方向で1855年有限責任法を成立させたという筋があるが、これだけではいささか迂遠な論理のように思われる。なお B. C. Hunt によれば、外国債の他に公債の減少と鉄道建設の減退が1850年代はじめに投資対象を縮小させていたという。(cf. B. C. Hunt, *The Development of Business Corporation in England 1800—1867*. Harvard, 1936. p. 120.) H. A. Shannon は、この Hunt の著作に関する書評で、鉄道建設の重要性の強調が足りないと述べている。またシャノンも、金鉱開発とか、ある下院議員の会社倒産にまつわるエピソードなどを指摘し、経済的要因以外の点をハントよりも強調している。(cf. H. A. Shannon, *Joint Stock Companies*. *Eco. H. R.*, 8, 1937.)
- (5) 林道義, 前掲論文, p. 44.

iii) ロンドン・マネー・インタレスツ説 (Ⅱ—b)

以上で検討した説は主としてわが国の研究によるものであったが、ここで検討する説は、主に欧米に多くみられる説である。そこで「有限責任法」に対する欧米での評価について最初に触れてみたい。

企業形態論的意義から「有限責任法」に関心が集中するわが国の従来の研究状況に対し、欧米においては、同法のみに関する詳細な研究はきわめて少ない⁽¹⁾。

しかし、一般的有限責任に注目しつつ、スコット W. A. Scott⁽²⁾ のあつかった特定の株式会社とは別なものとしての近代株式会社を、一連の近代株式会

社法成立過程において明らかにしようとしてなされた研究は存在している。それは、シャノン H. A. Shannon による一連の研究である⁽⁸⁾。シャノンは、「有限責任法」を「はじめてコーポレーション法 law of corporation が一般的に採用された⁽⁴⁾」ものとしての評価を与えている。この指摘は、わが国において主として「一般的有限責任」の採用が焦点をあてられていることとのあいだに、若干の視角の相違があることを示唆している。

「一般的有限責任」は1855年「有限責任法」成立以前にも「法人 corporation」の中で実現されていたわけであるが、「有限責任法」によって「一般的有限責任」が「法人」の準則主義にもとづく一般産業企業への採用というかたちをとおして実現された、というのがシャノンの見解である。換言すれば、「有限責任法」による「株式会社形態」を、「合資会社形態」の中に無理矢理、機能資本家の有限責任が押しこまれたと把握するのではなく、元来、国王の特許や議会私法律によって認められていた「法人」を、1844年「登記法」の遺産である準則主義ののっとなって一般産業企業に認めたというのが、「有限責任法」に対するシャノンの基本的な考えである⁽⁶⁾。

欧米ではシャノンの他に、先に触れたハントおよびトッド G. Todd⁽⁶⁾、マクグレガー D.H. Macgregor⁽⁷⁾、ジェファリーズ J. B. Jefferys⁽⁸⁾ などが、イギリス近代株式会社法に関する研究をシャノンの業績に前後して発表している⁽⁹⁾。だが、これらの論文は、主に設立数や設立内容の検討が主題となっており、ここでわれわれが問題としている近代株式会社法成立過程とその経済的背景について関説しているものは少ない。しかし、その中でジェファリーズは、ここで検討する「ロンドン・マネー・インタレスツ説」とも言うべき説を提起している。この説は、後にランダス D.S. Landes⁽¹⁰⁾ やペイン P. L. Payne⁽¹¹⁾ に引用されていることから考えると、欧米における通説的地位をしめているといえよう。

ジェファリーズによれば、1855年「有限責任法」にはじまる一連の近代株式会社法の成立は、安全な投資対象⁽¹²⁾ の創出を求める広範な投資家層の存在を背景としたロンドン・マネー・インタレスツによってなされたものであった。そしてこの説を主張するための主要な論拠は次の二点であった。第一に、ロン

ドン投資市場の固定的基盤たる「ヴィクトリア投資家層」に生じた変化⁽¹³⁾。第二に、鉄道投資の一巡による投資対象としての鉄道の魅力の減少と国債増加傾向への期待がうすかったことをあげている。

この説は、下院議員アーチボールド・ヘイスティアー Archbald Hastie が、1855年8月2日の有限責任法案第三読会で、「……ロンドンにおいてもかような法案を期待して、普通の商人に対抗して投機をなそうとするイタリア人、ユダヤ人、ギリシア人がある⁽¹⁴⁾」と述べている事実から、やや具体的な輪郭を与えられる。また、同じく下院では、有限責任に不利におもわれるアメリカでの事例をあげた反対派議員に対して、ロンドン株式仲買人である賛成派議員などが、牽制的発言をする場面もみられた⁽¹⁵⁾。

以上の点を考慮すれば、「1850年代に増大した投資家層からの圧力は、下院が大製造業者よりもむしろ投資家階級の意見を代表する傾向にあったという事実と結びついて、専門職階層と商人 *traders* と一部の地主階級の統一戦線を導き議会で多数派を形成し、1855年、1856年、1862年法を通過させた⁽¹⁶⁾」というジュファリーズの指摘は、議会内の推進要因に関してはより理解しやすいものとなろう。

しかしながら、この説にも次のような問題点が存在している。

第一に、前述の議会内の推進主体を認めたとしても、議会外の近代株式会社法の成立に対する状況が、不明のままであること。第二に、論拠のひとつである「投資対象の減少」についての評価が困難なこと⁽¹⁷⁾。第三に、ロンドン・マネー・インタレスツの実態が不明確であること⁽¹⁸⁾である。

(注)

- (1) その理由のひとつとして、1855年「有限責任法」がほとんど法的実効力を持たなかったという点が考えられる。法的実効力としては、むしろ「有限責任法」の改正法である1856年「株式会社法」や1862年「統一会社法」の方が大きかった。1856年下院で「株式会社法案」の審議がなされたときに、同法案の推進役をつとめたロバート・ロー Robert Lowe は、1855年「有限責任法」と同法の関係について次のように述べている。「昨年の会期の有限責任法は、暫定的な法律 *a temporary law* として法制化され、そのためにそれは別の理由でもないかぎり本質的に仮設的なものである。」(Hansard, *Parliamentary Debates*. 140.

- 1856, col. 111. 以下, Hansard とのみ略記。)
- (2) W. A. Scott, *The Constitution and Finance of English Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*. (1912)
 - (3) H. A. Shannon, 'Administrative Law in the Early Company Act.' *Economica* 10, 1930.
do., 'The Coming of General Limited Liability.' *Economic History* 2—6, 1931.
do., 'The First Five Thousand Limited Companies and Their Duration.' *Economic History* 2—7, 1932.
do., 'The Limited Companies of 1866—1883.' *Eco. H. R.* 4—3, 1933.
 - (4) H. A. Shannon, 'The Coming of General Limited Liability.' *Economic History* 2—6, 1931. p. 228.
 - (5) 第1図参照。
 - (6) G. Todd, 'Some Aspects of Joint Stock Companies 1844—1900.' *Economic History Review* 4—1, 1932.
 - (7) D. H. Macgregor, 'Joint Stock Companies and the Risk Factor.' *Economic Journal* 39, 1929.
 - (8) J. B. Jefferys, *Business Organisation in Great Britain 1856—1914*. (Doctorial Dissertation, University of London, 1938) New York, 1977.
 - (9) この他に, G. H. Evans, *British Corporation Finance 1775—1850*. Baltimore 1936. がある。また概説として最も便利なものとして, J. H. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*. Vol. II, Cambridge, 1932. がある。
 - (10) D. S. Landes, *op. cit.*
 - (11) P. L. Payne, *British Entrepreneurship in the Nineteenth Century*. Macmillan, 1974.
 - (12) ここでいう「安全な」ということの意味は, 投資家が元本以上の責任を負わないということであって, 利子保証などによる安全性あるいはまた投資対象となる企業の安全性を意味しているのではない。
 - (13) 「約25万人にのぼるこのグループは, ……まるでヴィクトリア投資市場の固定的基盤のごとく形成されていた。そしてそれが, ……より興奮する産業証券や外国証券の市場をかたちづくっていた。」J. B. Jefferys, *op. cit.* p. 44. この数字的根拠は, L. Levi, On Joint Stock Companies. *Journal of the Statistical Society* 33, 1870. pp. 10—11. である。
 - (14) Hansard, 139, 1855. col. 1710.
 - (15) 反対派議員ブレムリー・ムーアが, 「評判のアメリカの出版物 “Palmer's Almanac”」をひきあいに出して, アメリカ各州での実現配当率の低さを述べ上げ

たとき、議会にいくらかの動揺がみられた。プレムリー—ムーアが、「東バージニア、南アラバマおよびワシントンにおいては無配当」と言うや否や、ゴデリッチ子爵 Viscount Goderich は、「それは、いつのことですか。」と問い、ムーアが、「1841年です。」と答えると、今度はウィルキンソン W. A. Wilkinson が、「有限責任会社その中に含まれていますか。」と問いつめ、ムーアに「この報告は、あらゆる種類の会社を含んでいます。」と言わせている。(Hansard, 139, 1855. col. 1447—48.)

(16) J. B. Jefferys, op. cit., pp. 52—53.

(17) たとえば、鉄道証券の減少については B. L. Anderson と P. L. Cottrell の次のような指摘がある。1840年代の鉄道資本は南部イングランドで生じた貯蓄からだけで融通されていたわけではなく、ランカシャーやウェストライディングなどからも融通されていた。したがって、有限責任の一般の採用が「1850年代はじめの……国内鉄道主要部分の資本需要の減少に対する反応として……ロンドン資本家の interest group」によってのみなされたとはいえない。その上「1850年代の鉄道資本の公式的市場の縮小は、鉄道建設の削減のためというよりも、……投機的な路線に投資することを嫌ったため」であり、「一般的に言えば、投資家はこの時期に国内鉄道証券から、アメリカやヨーロッパ大陸の路線や外国政府債および1849年以降利子の政府保証によって魅力を増てしいたインド鉄道証券を求めはじめていた。」(B. L. Anderson and P. L. Cottrell, 'Another Victorian Capital Market: A Study of Banking and Bank Investors on Merseyside.' *Eco. H. R.* (2nd ser.) 28—4, 1975. pp. 600—601.)

(18) たとえば著名なロンドン銀行家グリーン G. C. Glyn は、有限責任法案に対する強固な反対論者であった。

iv) 新興ブルジョワジー＝小産業資本家説 (I—b)

この説は、投資機会の増大をはるかに上回っていた資本蓄積の拡大という一般的状況の下で、確かに投資家が強力にその貯蓄のための追加的な投資的排け口を求めていたであろうことは認めながらも⁽¹⁾、より基本的には、既成の大資本家に対抗する上向期待の小産業資本家と1850年代はじめに生じたキリスト教的社会主義者および協同組合主義者などの主導による「有限責任論争」とが一致して生じた所産が、一連の近代株式会社諸立法であるというものである。かような理解は、サビール J. Savilleの論文⁽²⁾に示されている。

たしかに1855年議会「有限責任法案論争」をみると、大資本家に対する批判的発言が各所に生じている⁽³⁾。また1870年代、1880年代に、船舶、綿業、鉄鋼

業の資本蓄積において、株式会社形態が重要な役割を担うようになった事実を考えれば、サビールの言うごとく、「有限責任が産業資本よりもむしろ投資家または商業資本家の利益であったという結論を簡単に受け入れるのはあやまり⁽⁴⁾」であるかもしれない⁽⁶⁾。

しかし、法制史的観点をつまみながら、1855年議会「有限責任法案論争」を中心として一連の株式会社立法の成立背景をみる場合、なおこの説にもいくつかの問題点があることを否定できない。

第一に、1850年代はじめのいわゆる中産階級博愛主義者などによる「有限責任論争」と1855年の英国議会「有限責任法案論争」を連続的なものとみなしていいかという問題。この点に関しては、「有限責任論争」の嫡出子はむしろ「有限責任法案」ではなく、「パートナーシップ修正法案」の方であったことに留意しなければならない⁽⁶⁾。第二に、「有限責任論争」において想定されていた合資会社形態と、1855年「有限責任法」成立の契機となった1854年「コリア決議」を提起したコリア R. P. Collier の想定していた合資会社形態の間に重要な相違点が存在していたという事実である。前者は、合資会社形態でありながらその株式の任意譲渡性を認めないもので、後者は、当時フランスで産業企業に普及していた「株式合資会社 *société en commandite per actions*⁽⁷⁾」と同様に、株式の任意譲渡を法的に認められた合資会社形態であった⁽⁸⁾。この相違は、「有限責任法」の背景を理解し、「有限責任論争」との断続面を明らかにする上で重要なポイントと思われる⁽⁹⁾。第三に、株式会社法成立過程と並行しながら、「有限責任論争」で要求せられた労働者階級の貯蓄に関する諸問題の解決が、株式会社の一般的採用という過程とは分離されて、それなりに模索されていたという点があげられる。たとえば、1861年に「郵便貯蓄銀行法案 Post Office Savings Bank Bill」が議会を通過し、1864年までには、2.5%の利子率で労働者の貯蓄をうけ入れる3000店以上の支局が全国に出現していた⁽¹⁰⁾。

以上の諸点を考察しながら⁽¹¹⁾、「新興ブルジョワジー説」を再検討すると、第一に新興ブルジョワジーの意図と「有限責任論争」との「一致」がいかなるものであったかという点、第二に両者が「一致」していたとすれば、1855年における「有限責任法案」と「パートナーシップ修正法案」という二法案をどの

ように把握するかという点が問題となってくる。その場合、第一点は「有限責任論争」の推進主体のより深いほりさげ、第二点については「有限責任論争」において推進役を果たしたスレイニー R. A. Slaney と、「有限責任法」成立の契機をつくったコリア、そして1856年から1862年まで近代株式会社法成立の推進者となったロバート・ロー Robert Lowe の相違点を明らかにした上で、1855年の両論争を検討しなおす必要がある。

(注)

- (1) cf. J. Saville, 'Sleeping Partnerships and Limited Liability 1850—1856.' *Eco. H. R.* (2nd ser.)8, 1956. p. 432.
- (2) J. Saville, *ibid.*
- (3) たとえば、下院議員マクグレガー John Macgregor は次のように述べている。「大資本家こそが有限責任に反対しているのである。それ故、私はオーバーストン卿が有限責任に敵意を持っていることに驚かない。……無限責任を課せられることなく貧しい者が5ポンドを投資しようとするのを妨害することによって、自らオーバーストン卿になりたがっている人が存在している。」(Hansard, 139, 1855, col. 641.)
- (4) J. Saville, *op. cit.*, p. 432.
- (5) ただし、一連の近代株式会社法が結果的に産業資本的蓄積に貢献したからといって、それがただちに産業資本家の意図で成立したということができない。
- (6) 第1図参照。
- (7) 各国の会社形態については、小島昌太郎『比較株式会社形態論』有斐閣 1958. pp. 99—129. を参照。
- (8) コリアが、本来大陸型「合資会社形態」の採用を意図していたという証左は、1855年下院における次のような発言にみられる。「パートナーシップ修正法案が意図したパートナーシップと *société en commandite* に相違のあることを指摘したい。フランスでは株式は譲渡可能であるが、この法案においてはそうではない。私はより完全なものとしてフランスのシステムを支持している。」(Hansard, 139, 1855. col. 332.)
- (9) この相違を認識している研究は従来のものにないようである。
- (10) cf. J. B. Jefferys, *op. cit.*, p. 55.
- (11) その他にもいくつかの問題点がある。たとえば、既成勢力に対抗するものの中に議会改革派も含めて考えようとするとき、急進改革派 radical reformer であったミュンツ G. F. Muntz が、反対派であったことをどう把握するかという問題もある。cf. Hansard, 139, 1855. col. 1379, 1380.

以上所説を四つに分類して検討したが、結論的に要約すれば次のようになる。

近代株式会社諸立法の効果を長期的にみた場合、サビールの言うように産業資本の展開に役立ったけれど、その立法過程を詳細に検討してみると、若干異なった見解が生ずる。それは、1850年代前半の大きな投資的圧力を受けた下で、既成勢力に反対する諸勢力および法的変更によってす利るところのある弁護士などの専門職階層をも含んだ、商人 *traders* と一部地主階級の統一戦線によって成立したものであった。ことに1855年「有限責任法」の契機は、1844年「登記法」による会社の倒産によって破産したある下院議員⁽¹⁾の朋友議員であったコリアによってなされた「コリア決議」であった。また1856年「株式会社法」の成立以降、株式会社立法の推進者として著名なロバート・ローが、法人の一般的設立の自由を自由主義理念から強く主張している⁽²⁾ことにも留意すべきであろう。この点を考慮すれば、1855年から1862年にいたる近代株式会社法成立は、ある意味では「理念の先走り」という側面を強く有していたものと思われる。

(注)

- (1) 「コリア決議」が、政府の反対という状況で提出されたにもかかわらず、翌1855年の「有限責任法」の成立の契機となりえたのは、コリアの朋友議員が、「1844年法の下で50ポンドにつき、少なくとも50,000ポンドを失なった」事件の影響であった。(H. A. Shannon, 'Joint Stock Companies.' *Eco. H. R.*, 8, 1937. p. 97.)
- (2) この自由主義理念によって、近代株式会社法成立過程を説明する傾向は、法制史的研究に強い。cf 大隅健一郎『株式会社法変遷論』有斐閣、1953. また、ロバート・ローに関しては、岡田与好「自由貿易と教育改革——ロバート・ローのばあい」『社会科学研究』28-4, 5, 1977. を参照されたい。

小括と残された課題

以上でなした考察をふまえて、イギリス近代株式会社立法の歴史的意義を要約してみよう。

イギリスにおける一連の株式会社立法は、基軸産業の資本蓄積との一定の「ズレ」を生じていた。当時の基軸産業にとって、「株式会社形態」の採用は

不急なものであったという意味で、単なる「産業資本家説」は認められないものである。一方安全な投資対象を求めた投資家の圧力を重視する説も、もしそれが主要因であったなら1860年代の国内資本市場がロンドン中心の統一的なものとなってしまうべきなのに、実際は地方分散的性格を免れえなかった⁽¹⁾ことなどから考えると、全面的に容認されるものではない。

結局、1850年代初期「有限責任論争」による「有限責任問題」に対する一般的な関心の高まりの中で、既成の大資本家に対抗すべき新興ブルジョワジーおよび商人 *traders* と「投資的排け口」を求めていた一部地主階級、そして投資対象の創出によって利益を受ける金融筋と専門職階層との雑多な統一が成立し、イギリス近代株式会社成立過程の推進背景となったと考えられる。

これに対し、理念としてはより明瞭なかたちをとっていた。とくにそれは、ロバート・ローの主張に象徴的にあらわれているように、「法人会社設立の自由」という自由主義的思潮にもとづいた理念である。

最後に金融界にも対「既成銀行家」という対抗基軸が存在していた点を、従来の諸説では触れられていないということを考慮して、今後の研究のひとつの方向性を模索する意味で検討してみたい。

銀行が一般的に設立されるようになったのは、1855年「有限責任法」、1856年「株式会社法」から銀行が除外されたため、1858年の銀行法であった。かような理由で、株式銀行は、1844年銀行法以降、1850年代を通して、第1表によって示されるように、極めて設立数が少なかった⁽²⁾。

第1表 1874.12月に存在する株式銀行の設立時期

1831—1835	28
1836—1840	34
1841—1845	3
1846—1850	nil
1851—1855	1
1856—1860	nil

K. S. Toft. 'A Mid-Nineteenth Century Attempt at Banking Control' *Revue Internationale d'Histoire de la Banque* 3, 1970
p. 166.

このような状況のもので、アンダーソンとコットレルは、「ロンドンでの

再割引に影響を与える諸条件のいかなる変化にも敏感であったリバプールの city's merchants と銀行家⁽³⁾」の存在を指摘している。1855年法、1856年法から銀行除外規定をはずすことによって、このリバプール利害集団は、ロンドンにおける銀行設立条件の緩和をねらい、それによってリバプールに有利なロンドン金融市場の変化を期待したのではなかろうか。この点は、議会における「有限責任法案論争」での発言からも明らかと思われる⁽⁴⁾。

これに対し、既存の銀行家、とくに1844年の銀行法による設立規制の状況の持続の結果生じた銀行の高収益性を享受していたと思われるロンドン個人銀行家は、有限責任法の通過が銀行の一般的設立へとむかうことをおそれ、有限責任法案に反対をしていたようである。1855年議会でとくに頑強な反対者として知られたグリーン G. C. Glyn は、ロンドン個人銀行 Glyn, Mills & Co. のパートナーであった⁽⁵⁾。また同じく「有限責任法案」に反対していた下院議員マスターマン J. Masterman もロンドン個人銀行 Masterman & Co. のパートナーであった⁽⁶⁾。両銀行は、ともにロンドン手形交換所に登録されていた銀行であり、イングランドとウェールズのかなりの数の地方銀行のロンドン代理店となっていた⁽⁷⁾。グリーンは、銀行除外規定についてはあからさまに触れず、「商務省をととして株式会社の免許状を認めるシステムは、明らかに変更を要するが、単なる抽象的な原理にもとづく性急な法制化をいそぐ必要はない。とりわけその問題が、わが国の商業的な性格と信用に関するものであるからには⁽⁸⁾。」と1855年議会で述べている。地方銀行業者を顧客とし、彼らから吸収した預金を手形割引に運用していたタイプの「グリーン銀行」にとっては、いかなる形でも銀行設立規制の解除はその収益性の低下につながるため反対であったと考えられる。したがって、ロンドン金融界もグリーン銀行のように反対するものと、株式会社設立に伴う利益の創出に対して興味を示したタイプの銀行および発起業者を含む証券取引所関係筋のように賛成するものとのあいだに対抗関係があったことが想定される。

以上のごとくあえて諸所説を総括せずに、諸所説検討によって生じた課題のひとつについて、少しく考察をすすめてみた。かような方向性から、「有限責任法」をめぐる諸関係の多面性が照射され、より考察がすすめられる時、従来

の所説があらたな次元で総括されることと思う。

(注)

- (1) この批判については, B. L. Anderson and P. L. Cottrell, *op. cit.* pp. 600—601. で, ジェファリーズ批判として展開されている。
- (2) 銀行の設立規制については, cf. K. S. Toft, 'A Mid-Nineteenth Century Attempt at Banking Control.' *Revue Internationale d'Histoire de la Banque* 3, 1970. また高収益の指摘は, B. L. Anderson and P. L. Cottrell, *op. cit.* p. 600. を参照。
- (3) B. L. Anderson and P. L. Cotrell, *op. cit.* p. 604.
- (4) 銀行除外規定については各所にあるが, たとえば, Hansard, 139, 1855. col. 339; Malins. *ibid.* col. 347; Cardwell. を参照。またリバプール議員である Horsfall と Ewart は, ともに法案に賛成している。Hansard, 139, 1855. col. 355; Horsfall. *ibid.* col. 358; Ewart.
- (5) cf. Roger Fulford, *Glyn's 1753—1953*. London, 1953.
- (6) ロンドン個人銀行およびエージェントについては, *Banking, Almanac and Directory*, 1855. を参照した。
- (7) とくにグリーン銀行は, イングランドとウェールズをあわせて21の銀行の代理店をひきうけ, 株式銀行をも含む他の手形交換所登録銀行を, 代理店数において圧倒していた。
- (8) Hansard, 139, 1855. col. 335; G. C. Glyn.

(筆者の住所: 東京都国分寺市東元町1-2-2 高屋宏方)